

年金のはなし



**年金保険料の納め忘れの
方は「後納制度」をご利
用ください**

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成30年9月で終了します。

国民年金の保険料の納付期限は「納付対象月の翌末日」です。納付期限を過ぎた場合でも2年以内であれば納付できますが、2年を過ぎると時効によって納付できなくなり、「未納」となります。

この「後納制度」を利用すれば過去5年までさかのぼって納め忘れた保険料を納付できますので、該当期間のある方は、お早めにご利用ください。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570・011・050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

住民課戸籍担当
電話 56・2123

国民年金基金制度をご存知ですか？

～国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金～

国民年金基金に加入できるのは、次のいずれの条件も満たしている方です。

- 20歳から60歳未満の方
- 国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者除く）

※60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。
【こんなメリットがあります】

- ①掛金の全額が課税所得から控除され、所得税・住民税ともに軽減されます。老後に受け取る年金は「公的年金等控除」の対象となります。
 - ②加入したときの掛金や受け取る年金額が変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
 - ③保証付に加入した方が保障期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
- 詳しくは北海道国民年金基金（フリーダイヤル0120-65-4192）までお問い合わせください。

7月は被保険者証・各種医療費受給者証の更新月です。

対象となる証は次のとおりです。

◆国民健康被保険者証

平成30年度より国民健康保険の制度が変わり、保険証の有効期間が8月1日から7月31日までとなりました。これまでの高齢受給者証（70歳以上の方対象）は無くなり、国民健康被保険者証と一体型となります。

◆子育て支援医療費受給者証

これまでお子様が18歳になるまで受給者証の更新は不要でしたが、保護者の課税状況、加入医療保険等の確認をするため、今年から毎年更新とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証

更新に必要なものは以下に掲げるとおりです。

【更新に必要なもの】

- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳等（重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方）
- ・印鑑

対象者には、更新の案内文書をお送りします。

国民健康被保険者証、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証は有効期限が7月31日までとなっていますので、忘れずに受給者証の更新手続きをお願いします。



■お問い合わせ

住民課国保医療担当 電話 56-2122



住宅用火災警報器について

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者被害を減らすため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。富良野消防署占冠支署も消防法改正時から住宅用火災警報器の普及活動を行ってきています。

毎年の設置調査から現在も設置していない住宅や設置場所が誤っている住宅が見受けられます。住宅火災から身を守る為、適正な設置をお願いします。

設置場所については、寝室及び二階建てで二階に寝室がある場合は、寝室がある階の階段になっています。台所への設置は任意ですが、設置することが望ましいといえます。また、住宅用火災警報器の電池寿命は10年程度といわれています。点検ボタンや紐を引き警報が鳴るか、定期的な機能点検をお願いします。

今年も7月29日（日曜日）10時00分から14時00分まで農村公園（雨天時、占冠支署）にて、しむかっぶ消防フェスタを行います。たくさんのご来場をお待ちしています。



● 取り付けが義務付けられている所
● 取り付けをおすすする所

救急出場状況（5月分）

一般負傷	3件	(3人)
急病	8件	(8人)
転院搬送	1件	(1人)

5月計	12件	(12人)
累計	125件	(117人)

※（ ）内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

思いやりと譲り合いの気持ちを持った安全運転を。
飲酒運転をしない、させない、許さない

夏の交通安全運動が始まります

観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や自動二輪車による事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動を推進する夏の交通安全運動が、7月11日（水）から20日（金）まで実施されます。次の点に注意し、安全運転を心がけましょう。

飲酒運転の根絶

【運転手の皆さんは】

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

【同乗者の方は】

運転者に対して、前日のアルコールが残り、二日酔い状態ではないかを含めて、飲酒の有無をチェックするなどして、飲酒した人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。

【職場では】

企業の責任として、従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育や指導などを行い、飲酒運転根絶の意識を定着させましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。飲

交通安全

SAFTY DRIVE

市民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成29年5月20日から

390日

SS 平成30年6月14日現在

酒運転を発見した場合は積極的な情報提供をお願いいたします。

スピードダウンと居眠り運転の防止

【運転手の皆さんは】

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。思いやりと譲り合いの気持ちを持って、安全運転を心がけ、あおり運転など危険な運転はやめましょう。長距離・長時間の無理な運転にならないよう、2時間毎に1回以上の休憩をとりましょう。

【同乗者の方は】

運転者に対して、スピードの出し過ぎや、あおり運転などをしないよう声かけ、安全運転を実践させましょう。

【家庭では】

運転中に眠気を感じたら、安全な場所で短時間の睡眠をとるなど、無理な運転は絶対に行わないよう、家族で注意しましょう。

【職場では】

スピードダウンと環境に配慮したエコドライブ運動を展開するなどして、安全運転に努めましょう。